

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社経営理念「創造と調和」には、「社会、自然そして人との調和を大切にしながら、社会の求める良い商品を創造していくことで、物質的にも精神的にも豊かな社会の実現に寄与する」という想いが込められており、その実現に向けて取締役はじめ全社一丸となって取り組んでおります。

また、これらの理念実現のためには、株主・取引先・地域社会・社員などの社内外のステークホルダーの立場を尊重したうえで、公平・公正かつ迅速な意思決定を行う仕組みであるコーポレート・ガバナンスを適切に実践することが肝要と考え、以下のとおりコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、かつ実践しております。

- (1)当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行い、また、株主の実質的な平等性の確保を図ります。
- (2)当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)当社は、当社の財務情報や、非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。
- (4)当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、その役割・責務を適切に果たします。
- (5)当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社写真化学	883,200	8.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	639,200	6.03
株式会社ニコン	568,400	5.37
株式会社京都銀行	356,200	3.36
株式会社SCREENホールディングス	315,000	2.97
石田昌徳	309,200	2.92
石田敬輔	300,200	2.83
株式会社石田産業	277,400	2.62
株式会社三菱UFJ銀行	251,200	2.37
株式会社りそな銀行	251,200	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

「大株主の状況」につきましては、2020年9月30日現在の状況を記載しております。また、当社は自己株式783,882株を保有しておりますが、同記帳欄からは除いております。

2020年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共

同保有者であるSMBC日興証券株式会社が2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 753,200株 (6.63%)

SMBC日興証券株式会社 26,200株 (0.23%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堀 修史	その他													
榮川 和広	弁護士													
中野 雄介	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀 修史			堀修史氏は梅小路司法書士事務所の所長であり、過去に当社と同事務所との間に登記実務委託等の取引がありました。その取引高は僅少であり、同氏の取締役としての独立性に影響を及ぼすようなものではありません。	堀修史氏は、司法書士としての専門的知識と経験を有しており、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただいていることから、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。

榮川 和広				<p>榮川和広氏は、弁護士としての専門的知識と経験を有しており、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただいていることから、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。</p>
中野 雄介				<p>中野雄介氏は、公認会計士としての専門的知識と経験を有しており、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただいていることから、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>同氏は、業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員の同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に会計監査人から会計監査の状況に関する報告を受けており、監査上必要な情報を交換しています。また、監査等委員会は、効率的な監査を実施するために、内部監査部門である監査室から内部監査結果に関する報告を受けるとともに、必要に応じて監査室に対して具体的な調査依頼あるいは同行調査を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の役員賞与については業績連動で決定しております。
また、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第19期(自2019年10月1日 至2020年9月30日)有価証券報告書において、次のとおり開示しております。

取締役に支払った報酬	98,482千円 (監査等委員である取締役を除く)
監査等委員である取締役に支払った報酬	14,040千円 (社外取締役を除く)
社外取締役に支払った報酬	14,400千円

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の総額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額300,000千円以内(株式報酬を除く。定款で定める員数は10名以内とする。)、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内(定款で定める員数は5名以内とする。)と決議しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額および算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であり、報酬については、固定報酬と業績連動報酬、並びに株式報酬により構成されています。

固定報酬は、2004年12月17日開催の取締役会で決議された役位別の基本報酬額に基づき、かつ社外取締役による事前確認を経たうえで、取締役会で支給額を決定しております。

業績連動報酬は、当社グループ全体の業績に対する連動性を高めるため、連結当期純利益を指標として採用し、支給額は、2019年11月11日開催の取締役会において決議された配分比率を乗じて決定しております。なお、連結当期純利益の数値計画は、2019年11月11日開示の2019年9月期決算短信に記載している2020年9月期の連結業績予想である2,700百万円であり、実績は 971百万円であります。

株式報酬は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)を対象として導入しており、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社が導入している株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという制度です。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。役員に取得させる予定の株式の総数は、1事業年度あたり34,000株を上限としております。

監査等委員である取締役の報酬額は、上記の報酬限度額の範囲内で、職務と責任を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、常勤監査等委員である取締役より適宜情報伝達を行っているため、補佐のための担当セクションや担当者は置いておりません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

--	--	--	--	--

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

取締役会は、社内取締役7名(石田昌徳、石田敬輔、上野篤雄、向田泰久、橋本昌典、阿部和香、奥田正男)、社内取締役である常勤監査等委員1名(前野隆一)及び社外取締役である監査等委員3名(堀修史、榮川和広、中野雄介)で構成されており、議長は代表取締役である石田昌徳が務めております。原則月1回開催し、当社の経営全般に関する意思決定機関として法令及び定款、取締役会規則に基づく事項について審議、決議しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名(前野隆一)及び社外取締役である監査等委員3名(堀修史、榮川和広、中野雄介)で構成されており、議長は常勤監査等委員である前野隆一が務めております。原則月1回開催し、取締役の職務執行状況等の適法性監査、妥当性監査を実施します。監査等委員はそれぞれ、重要な経営に関する事項について代表取締役及び取締役から聴取し、取締役会においても意見を述べるなど経営の監視に努め、会計監査人や監査室と連携のうえ、監査業務を遂行します。

(3) 内部監査

内部監査につきましては、監査室を設け、監査室長の角島修及び監査室内部監査グループ2名(社員)にて、業務及び制度の運用が適切に行われているかを監査し、四半期ごとに代表取締役に結果を報告しております。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社内取締役6名(石田昌徳、上野篤雄、向田泰久、橋本昌典、阿部和香、奥田正男)及び社内取締役である常勤監査等委員1名(前野隆一)で構成されており、委員長は代表取締役である石田昌徳が務めております。法令の改正状況等を確認するとともに、遵守状況について社内共有する仕組みを構築し、社内へ法令等の遵守意識の普及や高い倫理性の保持に努めております。法令違反等の発生時には、事実関係の調査や原因究明、再発防止又は未然防止のための措置を講じるとともに、その内容を取締役に報告しております。また、監査等委員会及び監査室と連携し、業務に関連する法令・規制や契約、社内規程などの遵守状況を点検・評価することにより、コンプライアンスの実効性を高めます。

(5) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、社内取締役1名(橋本昌典)、本部長及び室長6名(前川隆、吉田豊、小西芳広、高濱庸明、中村一志、一井洋孝)で構成されており、委員長は管理本部長である前川隆が務めております。経営危機につながる可能性があるリスクに関する重要事項の審議と方針決定を行います。定期的なリスクの洗い出しや評価及びリスク発生の予防と対応準備を行うことで、リスク管理の実効性を高めております。

(6) その他

経営会議を設置しております。経営会議は、社内取締役6名(石田昌徳、上野篤雄、向田泰久、橋本昌典、阿部和香、奥田正男)、社内取締役である常勤監査等委員1名(前野隆一)、社外取締役である監査等委員1名(堀修史)、本部長及び室長6名(前川隆、吉田豊、小西芳広、高濱庸明、中村一志、一井洋孝)及び子会社の取締役2名(長尾崇弘、杉山剛史)で構成されており、議長は代表取締役である石田昌徳が務めております。原則月1回開催しております。経営会議では、経営の重要事項(基本方針、諸施策等)について審議、決定し、迅速な経営活動がなされるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。その理由は取締役の職務執行の監査等を行う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

なお、当社は監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、各自の有する専門的知識および経験から、当社経営に対する助言・指導を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献するとともに、監査等委員として適法性、妥当性の観点から監査を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年12月18日開催の第19期定時株主総会の招集通知は、11月27日に発送いたしました。また、発送日の2日前に、東京証券取引所および当社ウェブサイトにて、当該招集通知の発送前開示を実施いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算会社であるため、株主総会集中日の開催とはなっておりません。
その他	当社の事業環境をより深くご理解いただくため、パワーポイントなどを利用して株主総会のビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主や投資家およびその他のステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報を提供するためディスクロージャー方針を策定し、当社ウェブサイトにも掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(中間・期末)、決算説明会を開催しておりますが、第19期(2020年9月期)中間の決算説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止いたしました。期末の決算説明会は、オンラインにて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース、株主総会招集通知および決議通知、株主通信、決算説明会資料、財務諸表等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室にIRに関する担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や環境方針の中でステークホルダーに対する当社の姿勢を表明しているほか、2016年10月に制定した「エスケーエレクトロニクス行動規範」において、多様なステークホルダーとの適切な協働、その利益の尊重等について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年9月に地球環境の改善を目指し、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得しました。また、環境保全活動として本社および京都工場周辺の清掃活動を実施しており、以上の活動等について、2009年度より環境報告書を発刊しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主や投資家およびその他のステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報を提供するためディスクロージャー方針を策定し、当社ウェブサイトにも掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会や監査室に内部統制・コンプライアンス推進グループ(社員2名)を設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、「エスケーエレクトロニクス行動規範」や公益通報者保護法に基づく「内部通報保護規程」を制定するなど、取締役及び社員が法令や定款、社内の諸規程等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査等委員会及び監査室は、当社が定める「監査等委員会規則」及び「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性及び妥当性、効率性を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」を制定し、これらの規程に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存及び管理しております。なお、取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、経営危機の現実化を未然に防止するため、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。また、経営危機発生時においては、同規程に基づき対応を行います。

なお、経営危機管理の一環として、当社事業所が所在する各地域で突発的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画(BCP)」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

また、対外的なリスクに関しては、顧問弁護士等と十分相談のうえ対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中期経営計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業績の報告を行い、進捗管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規程」や「職務権限規程」を制定し、これらの社内規程に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対する経営状況の報告を求める他、定期的に当社監査等委員会及び監査室による関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この項において同じ。)及び社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規程」による内部通報の状況及びその内容を報告するものとしております。また、監査等委員会による各取締役及び重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとります。

取締役及び社員並びに「関係会社管理規程」に定める関係会社の役員及び社員は、当社及び関係会社の業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査等委員会に速やかに報告します。

当社又は関係会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び社員並びに関係会社の役員及び社員に周知徹底いたします。

監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員の同意を要することとします。

監査等委員が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規程」に基づき公正かつ適正にこれらを処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みを積極的に進めていくことにより、経営の健全性をより一層高めてまいります。

